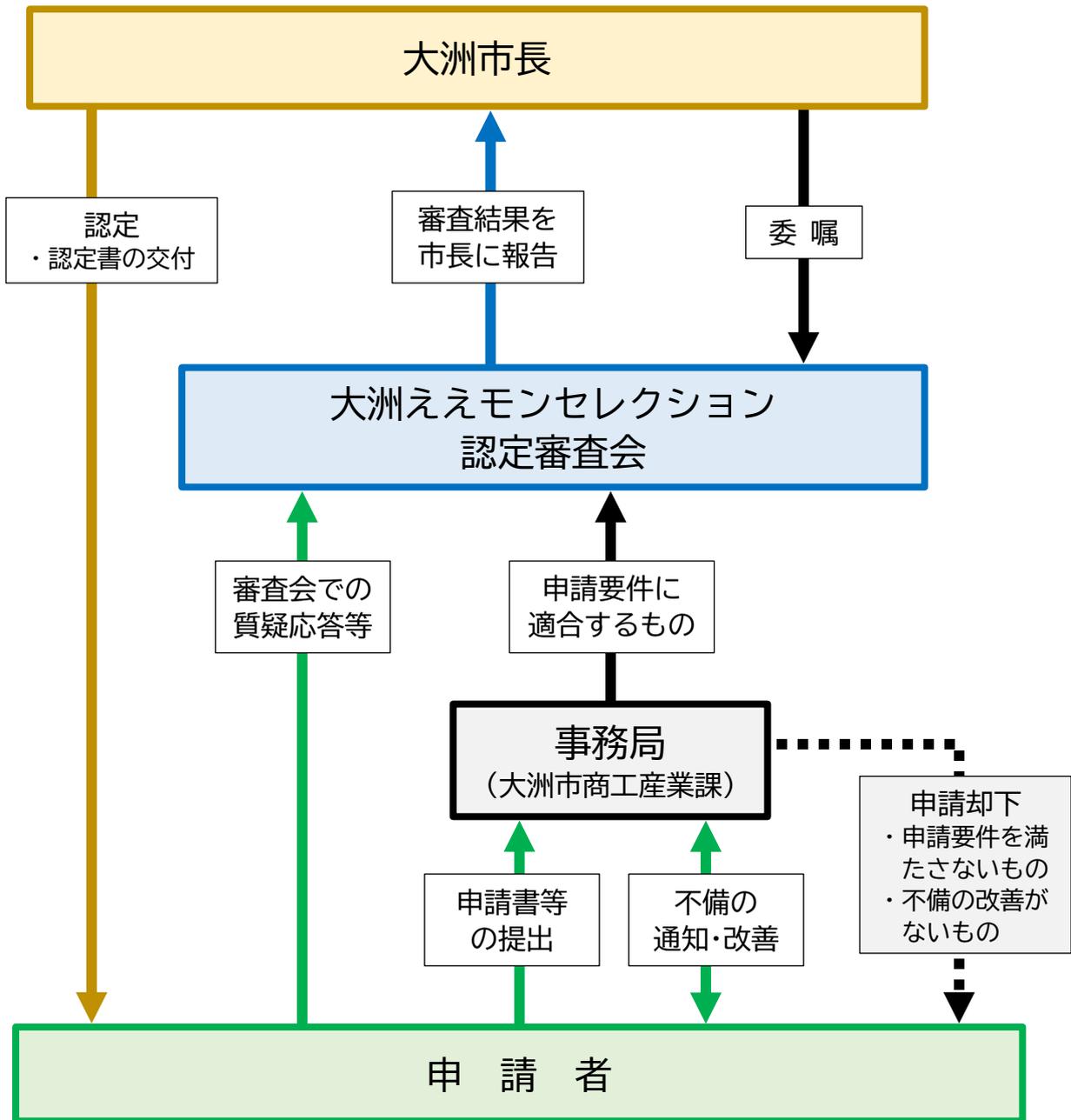


大洲ええモンセレクション認定フロー図



<認定の対象>

- 大洲市内で収穫される農林水産物
- 大洲市内の事業者が製造、加工又は販売する商品
- ※飲食店等において提供される料理を除く。

<申請要件>

- 製造業、農業、林業、漁業を営む者又は法人その他の団体で、原則として大洲市に住所を有するものであること。
- 大洲市が割賦徴収する全ての税に未納がないこと。
- 申請時において、関係法令を遵守し、許認可を取得した上で販売可能な状態にあること。
- 他人の知的財産権を侵害していないこと。